佐賀県訓令甲第10号

本庁

佐賀県本庁決裁等規程(平成16年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。 平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 周

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
別表第3(第3条、第4条関係)						別表第3(第3条、第4条関係)					
に 見々	声数の揺籾	知事の決裁	本部長	细目市氿市政		に見 々	事效の経粉	知事の決裁	本部長	细目声动声效	
所属名	事務の種類	を受けるべ き事務	専決事 務	課長専決事務		所属名	事務の種類	を受けるべき事務	専決事 務	課長専決事務	
略	略						!	!	•		
母子保健 福祉課	母子世帯、 寡婦世帯及 び父子世帯 の福祉に関 する事務		母び福の指針すと子寡祉運導にる	1 母子及び 母子と 一母社法 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型		母子保健福祉課	母子世帯、 寡婦世帯及 び父子世帯 の福祉に関 する事務		母び並寡祉運導にる子父び婦法用方関こ	1 母び寡婦 子び写り 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	
略							<u> </u>	<u> </u>	1		

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。